

令和7年度愛媛県6次産業化チャレンジ総合支援事業公募要領

1 趣旨

愛媛県では、6次産業化にチャレンジする県内の農林漁業者の事業スタート時における取組みを加速させ、早期の事業化を図るとともに、将来的に大規模な6次産業化等に取り組み、他の事業者の目標となり、県産品の知名度向上に資する6次産業化トップランナーを育成・支援していくため、これらに係る取組みを広く公募し、その取組みに要する経費に対し、予算の範囲内において助成を行います。

2 対象事業者

次の①～③のいずれかに該当する者であって、自らの農林水産物を活用した新たな6次産業化商品開発又は既存商品のブラッシュアップにチャレンジしようとする者

- ① 愛媛県内に在住し、愛媛県内において農林水産物を営む農林漁業者
- ② ①に該当する農林漁業者を主要な構成メンバーとするグループ
- ③ 愛媛県内の農林水産物関係団体

3 対象事業者の要件

対象事業者については、次の①～④全てを満たしかつ、⑤～⑥のいずれかに該当する者

- ① 提案した事業内容について他の補助金を重複して利用しない者
- ② 応募時点で、県税の滞納がない者（グループの場合、メンバーを含む。）
- ③ 過去に複数回利用した者については、最終利用年度から3年以上本事業の補助を受けていない者
- ④ ろくじすとクラブに登録している、もしくは登録する者
- ⑤ 愛媛6次産業化（地域資源活用・地域連携）サポートセンターを活用したことがある者
- ⑥ えひめ6次産業化推進チームの構成組織により6次産業化に係る取組みのサポートを受けている者

4 対象事業、対象経費

6次産業化にチャレンジするために実施する取組み及び必要な機械等の整備であって、次の各号のいずれかに該当する事業に要する経費。

(1) ソフト事業	① 会議の開催	・新商品の製造・販売に向けた検討を行うための会議の開催など
	② 調査・検討	・市場調査（アンケート、モニター調査等）、商品のブラッシュアップの検討など
	③ 新商品開発	・試作品又は新商品の製造、成分分析等検査、パッケージデザインの開発など
	④ 販路開拓	・商談会等への出展、ポスター・パンフレットの作成など
	⑤ その他、6次産業化にチャレンジするために必要と認められる取組み	
(2) ハード事業	機械等の整備	・一つの機械等あたりの取得価額が10万円を超え、かつ、ソフト事業の実施に合わせて真に取得する必要があるもの

(注) 新商品には、既存の6次産業化商品のブラッシュアップを含む。

5 対象経費に関する留意事項

(1) ソフト事業

- ① 応募事業者（グループのメンバーを含む。）に対する謝金は、対象経費と認めません。
- ② 旅費に関し、日当等の実費以外の費用は認めません。また、自家用車の使用による旅費及び宿泊を伴うものは愛媛県の職員の旅費に関する条例を準用します。このほか、日報等、本事業に関する用務に従事したことが確認できる書類の確認ができない場合は、対象経費として認めません。
- ③ 新商品の開発等において、応募事業者（グループのメンバーを含む。）の農林水産物等の原材料費は対象経費と認めません。
- ④ 販売する商品自体の経費（容器、諸材料、包装資材等）は試作品製造に係る経費のみとし、販売開始以降の経費は対象経費と認めません。
- ⑤ 新商品のPR等のために作成する販促資材（ポスターやチラシ等）は1年以内に活用が見込まれる程度の数量とし、ノベルティグッズ（会社名などが記載された試供品やポケットティッシュなど）は個人に対する給付となるため対象経費として認めません。
- ⑥ 機械等のリース経費は、ソフト事業の経費となります。
- ⑦ 消費税課税事業者については、消費税抜額が補助対象となります。
- ⑧ 領収書等により支払事実の証明ができない経費は補助対象経費となりません。

(2) ハード事業

- ① 土地取得経費は認めません。
- ② 消費税課税事業者については、消費税抜額が補助対象となります。
- ③ 領収書等により支払事実の証明ができない経費は補助対象経費となりません。

6 助成率、助成限度額

助成率は、補助対象経費の2分の1以内とします。

助成額は、1事業者につき150万円を限度とします。ただし、ハード事業に関する助成額は、75万円を限度とします。

7 事業実施期間

補助金の交付決定の日から令和8年3月31日まで。

（注）補助事業に係る経費は、交付決定日以後に着手し、令和8年1月31日までに精算額が確定した取組みでなければ認めません。この精算額の確定には、令和8年1月31日までに請求書（ハード事業の場合は発注書でも可。）が発出されている経費も含まれますが、実績報告時に領収書の添付を求めます。

8 応募方法（提出書類・提出先）

【提出書類】

- ① 令和7年度愛媛県6次産業化チャレンジ総合支援事業申込書
- ② 事業計画書（事業実施要領に基づくもの）
- ③ 愛媛県が課税するすべての県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がないことを証する書類（納税証明書）
※ 愛媛県の各地方局税務管理課（南予地方局にあっては税務課、各支局にあっては税務室）で発行されます。（市役所・税務署等では発行されません。）
- ④ 個人の場合は、経営内容がわかる資料（経営改善計画、決算書等）、法人、団体、グループの場合は、その概要や収支が分かる資料（定款・会則・規約等及び構成員名簿、収支決算書等）

⑤ ハード事業の場合は、概要が分かる資料（カタログ等）及び2者以上から徴した見積書

【提出先】

愛媛県 農林水産部 農政企画局 農政課 6次産業化推進グループ
※問い合わせ先参照

9 募集期間

令和7年4月21日（月）～5月21日（水）17時締切

- (注) ・今回募集分の審査・採択結果によっては、追加募集を行う場合があります。
・追加募集を実施する場合は、「愛媛県ホームページ（農山漁村の6次産業化の推進）」、「ろくじすとクラブ」、「愛媛県農政課LINE」にて告知します。

10 審査方法

応募のあった事業については、県による訪問ヒアリング等を実施後、県の設置する審査会で、以下の基準に基づく審査を行い、採択の可否を決定します。なお、事業実施にあたり事業計画に修正を求めることがあります。

新規性	競合商品とオリジナリティについて
	新商品の強みについて
将来性	ターゲット設定と販路、経営改善の見込みについて
	地域や市場への波及効果、県産品の知名度向上について
生産性	事業の遂行能力（生産体制、雇用、衛生管理）について
	補助期間終了後の事業の継続性について
費用対効果	事業成果を踏まえた経費の妥当性について
成果目標	成果目標の設定内容について
補助事業利用状況	利用回数及び事業内容（新商品開発、ブラッシュアップ）について
その他	事業実施主体の経営規模等について
	事業スケジュールについて

11 結果の通知

審査の結果については、応募のあった全ての事業者にご文書でお知らせします。

12 事業完了後の報告義務

補助金の交付年度終了後の3年間（令和8～10年度）、各年度における補助事業の成果について報告していただきます（ただし、令和7年度内に販売を開始した場合は、令和7年度分も報告していただきます）。

13 その他留意事項

- ・採択者に関しては、県ホームページなどで「お名前」と「事業概要」を公表させていただく場合があります。
- ・事業の円滑な実施に当たり支援が必要な場合、愛媛県6次産業化（地域資源活用・地域連携）サポートセンターの支援対象者として認められた場合は、6次産業化（地域資源活用・地域連携）プランナー等の支援人材の派遣による支援を受けることが可能です。

14 問い合わせ先

〒791-1101 松山市久米窪田町 337-1 公益財団法人 えひめ産業振興財団内
愛媛6次産業化（地域資源活用・地域連携）サポートセンター
（愛媛県 農林水産部 農政企画局 農政課 6次産業化推進グループ）
TEL：089-960-1130 FAX：089-960-1105 E-mail：nousei@pref.ehime.lg.jp

書類作成に関する御不明な点へのお問い合わせには、最寄りの「6次産業化の推進に関する県担当窓口」を御利用ください。

窓口一覧の参照先 → <https://www.pref.ehime.jp/page/1533.html>

【最寄りの県相談窓口のご案内】

窓口担当部署	所在地	電話番号
東予地方局産地戦略推進室	西条市丹原町池田 1611	0898-68-7322
東予地方局森林林業課	西条市丹原町池田 1611	0898-68-7438
東予地方局森林林業課四国中央駐在	四国中央市三島宮川 4丁目 6番 55号	0896-23-2393
東予地方局水産課	西条市丹原町池田 1611	0898-68-6743
東予家畜保健衛生所指導課	西条市氷見乙 2025	0897-57-9122
今治支局産地戦略推進室	今治市旭町 1丁目 4番地 9	0898-23-2570
東予地方局森林林業課今治駐在	今治市旭町 1丁目 4番地 9	0898-25-2193
今治支局水産課	今治市旭町 1丁目 4番地 9	0898-36-1983
東予家畜保健衛生所今治支所	今治市別宮町 9丁目 1番 50号	0898-22-0430
中予地方局産地戦略推進室	松山市北持田町 132番地	089-909-8763
中予地方局森林林業課	松山市北持田町 132番地	089-909-8767
中予地方局久万高原森林林業課	上浮穴郡久万高原町久万 190番地 1	0892-21-1265
中予地方局水産課	松山市北持田町 132番地	089-909-8768
中予家畜保健衛生所指導課	東温市田窪 743番地 1	089-990-1333
南予地方局産地戦略推進室	宇和島市天神町 7番 1号	0895-28-6147
南予地方局森林林業課	宇和島市天神町 7番 1号	0895-22-3163
南予地方局森林林業課愛南駐在	南宇和郡愛南町城辺甲 2420	0895-72-0931
南予地方局水産課	宇和島市天神町 7番 1号	0895-28-6148
南予地方局愛南水産課	南宇和郡愛南町城辺甲 2420	0895-72-1322
南予家畜保健衛生所宇和島支所	宇和島市高串字丁田 1番耕地	0895-22-1294
八幡浜支局産地戦略推進室	八幡浜市北浜 1丁目 3番 37号	0894-27-0329
八幡浜支局森林林業課	八幡浜市北浜 1丁目 3番 37号	0894-22-2031
肱川流域林業振興課	大洲市田口甲 425番地 1	0893-24-4131
八幡浜支局水産課	八幡浜市北浜 1丁目 3番 37号	0894-24-3307
南予家畜保健衛生所指導課	八幡浜市五反田 1番耕地 18番地 3	0894-22-0328

【事業総合窓口】 農政課 6次産業化推進グループ（県庁内）

089-912-2514